平成２１年（フ）第１３１号
千葉県木更津市清川１丁目16番７号、住民票上の住所千葉県木更津市東中央２丁目12番２―801号
債務者　影山　敬一
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１３２号
千葉県木更津市清川１丁目16番７号、住民票上の住所千葉県木更津市東中央２丁目12番２―801号
債務者　影山美智枝
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１３３号
千葉県袖ケ浦市神納１―２―６　パストラルシティーⅡ101、住民票上の住所千葉県市原市姉崎2160番地１
債務者　吉田　　正
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１３８号
千葉県袖ケ浦市久保田2383番地１
債務者　田沼　妙子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第６２９号
愛知県刈谷市井ケ谷町青木22番地１　ファミール青木205号
債務者　瀬戸口　隆
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５９号
愛知県岡崎市北野町字東山188番地　中垣アパート　Ｂ
債務者　渡辺　勝代
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７１号
愛知県幡豆郡一色町大字対米字中野２番地７、住民票上の住所愛知県豊田市中田町西山19番地５　キングスコート豊田中田弐番館1205号
債務者　佐伯　條二
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７２号
愛知県幡豆郡一色町大字対米字中野２番地７、住民票上の住所愛知県豊田市中田町西山19番地５　キングスコート豊田中田弐番館1205号
債務者　佐伯　和枝
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８０号
愛知県岡崎市井内町字手保21番地　サンライズＨ／Ｈ102
債務者　呉屋　静香
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
岡山県倉敷市西富井1350番地１
債務者　森原　　実
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
香川県さぬき市津田町津田1436番地
債務者　杉山　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１２６５号
札幌市白石区東札幌２条３丁目５番43号
債務者　末田　俊次
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７５号
札幌市清田区北野７条１丁目５番３号、申立時の住所北海道北広島市大曲南ケ丘１丁目４番地　リーセント大曲906
債務者　宮村　伸明
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３２１号
札幌市豊平区美園１条１丁目５番20―201号
債務者　高橋　俊道
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７３１号
札幌市西区琴似１条７丁目３番46―506号
債務者　上田婦三子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９０９号
札幌市中央区南４条西11丁目1291番地１
パークヒルズ中央411―401号
債務者　舛野りか子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部